

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鈴木 拓郎
登録番号又は法人番号	10211717
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	拓行政書士事務所
事務所所在地	三重県松阪市東黒部町 489 番地
処分年月日	令和8年4月15日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、三重県行政書士会会則第15条により納付すべき会費を正当な理由なく滞納している。このことは、三重県行政書士会会則第46条第1項第3号の処分事由に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>三重県行政書士会会則第15条 個人会員及び法人会員は、それぞれ会則別表1で定める年会費について、4月及び10月の2回に分ち、その半額ずつを前納しなければならない。</p> <p>三重県行政書士会会則第46条第1項第3号 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>三 本会の会則に違反したとき</p>